公益財団法人全日本軟式野球連盟 公認指導者制度運営要領 改訂対比表

No.	現行	改定案	備考
1.	(指導者資格の義務化)	(指導者資格の義務化)	
	第3条 全軟連、都道府県軟式野球連盟(以下、「都道府県支	第3条 全軟連、都道府県軟式野球連盟(以下、「都道府県支	
	部」という)及び都道府県末端支部に登録するチー	部」という)及び都道府県末端支部に登録するチー	
	ムの学童部の監督は、資格保有者であること。ただ	ムの学童部の監督は、資格保有者であること。ただ	
	し、監督が資格を保有していない場合においては、	し、監督が資格を保有していない場合においては、	
	同一チーム内の代表者、コーチ <mark>、マネージャー等</mark> で	同一チーム内の代表者、コーチでベンチ入りするこ	現行版「マネージャー等」
	ベンチ入りすることになる者のうち最低1名が保有	とになる者のうち最低1名が保有していること。な	を削除
	していること。なお、義務付けする資格及び講習会	お、義務付けする資格及び講習会は次の通りとする。	
	は次の通りとする。		
	(1)日本スポーツ協会(以下、JSPO という)公認スポー	(1)日本スポーツ協会(以下、JSPO という)公認スポー	(1)資格内容を明文化
	ツ指導者制度に規定される資格	ツ指導者制度に規定される <mark>以下の</mark> 資格	
	(2)「一般財団法人全日本野球協会(以下、BFJ という)・	・JSPO 公認コーチ 3、公認コーチ 1、公認スタートコ	
	「一般社団法人日本野球機構(以下、NPB という)	ーチ(スポーツ少年団)及び公認コーチングアシス	
	が主催する「野球指導者講習会 Baseball Coaching	タント*旧スポーツ少年団認定員から移行登録完了した者	
	Clinic(以下、BCC という)のうち、履修証明書保	(2)一般財団法人全日本野球協会(以下、「BFJ」という)	(2) 資格名称を更新
	有者	公認野球指導者基礎 I (U12)	(3) 資格名称に変更
	(3)日本野球協議会野球指導者資格の基礎 I (仮称)受	(3)全軟連公認学童コーチ	
	講修了者		現行版(2)を削除
	(4)全軟連が養成する指導者資格としての公認学童コー		現行版(3)(4)を繰り上
	チ		げ
2.	(公認学童コーチの養成)	(公認学童コーチの養成)	
	第4条 都道府県支部は公認学童コーチの資格取得のため、	第4条 全軟連は、公認学童コーチの養成のため、オンデマ	オンデマンド形式追記
	養成講習会を実施する。	ンドによる養成講習会を開催する。また、都道府県	

	(1)公認学童コーチ養成のため、都道府県スポーツ少年団	支部でも集合講習会を開催し、公認指導者を養成す	
	等と調整の上、認定員もしくは認定育成員養成講習会	<u>ることができる。</u>	
	を兼ねて開催することは差し支えない。		現行版(1)を削除
3.	(指導者資格の検定及び審査)	(指導者資格の検定及び審査)	
	第5条 全軟連は、都道府県支部が主催する講習会を修了し、	第5条 全軟連は、オンデマンド講習会ならびに都道府県支	オンデマンド形式追記
	主催団体において適格と認められた者に対し、資格	部が主催する講習会を修了し、主催団体において適	
	認定を行う。	格と認められた者に対し、資格認定を行う。	
4.	(資格取得に係る免除制度)	(資格取得に係る免除制度)	
	第6条 公認学童コーチの取得希望者として、JSPO 公認ス	第6条 公認学童コーチの取得希望者として、第3条(1)	
	ポーツ指導者制度に規定される資格保有者、「BFJ」・	に記載の JSPO 公認スポーツ指導者制度に規定され	
	「NPB」が主催する「BCC」の対象カリキュラムを	る資格保有者、BFJ 公認野球指導者基礎 I (U12) な	公認資格名称を追記
	受講した者 (履修証明書保有者) に対し、資格取得の	らびに「BFJ」・一般社団法人日本野球機構(以下、	講習会名称を追記
	ための追加講習の受講を免除する。	「NPB」という)が主催する「野球指導者講習会 BCC	
	(1)本規程第4条に定める指導者資格の取得希望者として、	(以下、「BCC」という)」の対象カリキュラムを受	(1) を削除
	全軟連が認めた者に対し、資格取得のための追加講習の	講した者 (履修証明書保有者) に対し、資格取得のた	※追加講習免除資格は第3
	受講を免除する。	めの追加講習の受講を免除する。	条記載の資格のみとす
			る。
5.	(登録及び更新)	(登録及び更新)	
	第8条 公認学童コーチの認定、登録及び更新は下記の通り	第8条 公認学童コーチの認定、登録及び更新は下記の通り	
	とする。	とする。	
	(1)講習会及び検定の後、適正と認めた者は、全軟連への登	(1)講習会 受講後 、適正と認めた者は、全軟連への登録手続	検定を削除
	録手続きを行う。全軟連は公認学童コーチとして「登録	きを行う。全軟連は公認学童コーチとして「登録証」を交	
	証」を交付し、登録名簿に登載する。	付し、登録名簿に登載する。	
	(2) 公認学童コーチの有効期限は4年間とし、本資格を更	(2)公認学童コーチの有効期限は4年間とし、本資格を更	
	新しようとする者は資格有効期限が切れる 6 か月前まで	新しようとする者は資格有効期限が切れる6か月前まで	
	•		

	に全軟連 または都道府県支部が 定めるリフレッシュ研修	に全軟連が定めるリフレッシュ研修を受けなければなら	現行版 (2) の文言の一部	
	を受けなければならない。	ない。	を削除	
	(3)BCCの修了者の公認学童コーチの認定、登録は下記の		C 111114/	
	通りとする。	通りとする。		
	①BCC 修了者に対して、BFJ 及び NPB より交付される	①BCC U12 指導者資格コース 修了者に対して、BFJ 及び		
	「履修証明書 及び「申請書 を全軟連宛に提出し、全	NPB より交付される「履修証明書 及び「申請書 を	受講コース名称を追記	
	軟連が承認することで公認学童コーチとして認定され	全軟連宛に提出し、全軟連が承認することで公認学童	大鹏 一 八 日村	
	る。	コーチとして認定される。		
6.	(認定のための講習会及び受講料)	(認定のための講習会及び受講料)		
0.	「	第9条 指導者資格取得を希望する者は、次の科目を受講し		
	なければならない。	なければならない。		
	(1) 基礎理論 7時間	(1)基礎理論 5時間	カリキュラム変更に伴う	
	(2) 実技 3 時間	(2) 実技 1時間	修正	
	(3)受講料は、主催する支部が定める。	(3) 受講料は、 下記の通りとする。		
	(3) 文册行场、工能力 3 文品 2 元 2 元 3 元 9 3 。	・オンデマンド講習会:4,000円(税込)		
		・都道府県支部講習会:主催する支部が定める。		
7.	 (資格更新のためのリフレッシュ研修)	(資格更新のためのリフレッシュ研修)		
' '	第 10条 指導者資格を更新しようとする者は第 9条(2)項	第 10 条 指導者資格を更新しようとする者は、以下の研修会	文言整理	
	に定める研修として、以下の研修会を受講しなけれ	等を受講しなければならない。	人日正任	
	ばならない。			
		(1) 全軟連が主催する成長期のスポーツ障害予防指導者		
	講習会	講習会		
	(2) 都道府県支部が主催し、全軟連が認めた講習会もしく	(2) 全軟連が主催するオンデマンド研修会	オンデマンド追加	
	は研修会		現行(2)(3)を削除	
	(3) その他全軟連が認めた講習会もしくは研修会		*一貫性重視のため	
		3	兵仕当仇シたツ	
$\mathfrak d$				

8.		(登録認定日)	
		第12条 登録認定の起算日は、4月1日又は10月1日とす	新規追加
		3 。	
9.	(登録料)	(登録料)	
	第 14 条 登録料は以下の通りとする。なお、登録料の納入方	第14条 登録料は以下の通りとする。なお、登録料の納入方	税額追記
	法は、全軟連が定めるものとする。	法は、全軟連が定めるものとする。	
	① 公認学童コーチ:500 円/1 年間	・公認学童コーチ:500 円 <u>(税込)</u> /1 年間	
10.	(日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の取得)	削除	カリキュラム時間数減の
	第 15 条 本規定第 4 条に定める資格保有者のうち、日本スポ		ため、免除制度廃止
	ーツ協会公認スポーツ指導者制度で定める次の資		
	格取得を希望する者に対し、専門科目カリキュラム		
	の一部を免除する。		
	(1) 日本スポーツ協会公認コーチ3		
	(2) 日本スポーツ協会公認コーチ 1		

注記:罰則規程は、別途制定予定